

# いぶき

人権文化をはぐくむまちづくり  
～結びあう社会をめざして～



「みんなの笑顔が宝物」 宝塚中学校 1年 岸田 尚子

## 発刊にあたって

「人権」とは、「人間が人間らしく生きるための、生まれながらに持つ権利」であり、「すべての人々がそれぞれに持っている価値をそれぞれ尊重し、それぞれの幸福を追求する権利」です。

宝塚市では、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を築くことを目指して、平成8年(1996年)に「人権尊重都市宣言」を行い、さらに平成14年(2002年)には「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」を策定し、これまで様々な人権問題の解決に取り組んできました。

しかし、現状は同和地区出身者だから、外国人だから、ということで差別を受けることがあります。保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。また高齢だから、障がいがあるからと不当な扱いを受けたり、ハンセン病だからといった誤った認識や偏見により、現在でも故郷に帰ることができない方もいます。どのケースも悲しく痛ましい人権問題です。

さらには、犯罪被害者やその家族の人権問題、多様な性の問題、HIV感染者や刑を終えて出所した方々など、人権にかかわる問題は数多くあります。

人権問題の解決には、私が私を大切に思うように他の人を大切に思う、思いやりの交流の輪を広げていくことが必要です。また、私たちは文化や習慣、一人ひとりの価値観が異なる多様な社会に生きています。異なる考え方、価値観を尊重しながら人間らしく豊かに暮らせるまちづくりを、多様であることを認める社会づくりを目指すことが求められています。

市民一人ひとりが、日常生活の中で自分自身を見直し、思いやりの心を持って他者に接し、お互いの人権が守られ、人間らしくこころ豊かに暮らしていくことのできる「人権のまちづくり」を進めていきましょう。

「いぶき」第21号は人権文化の創造に取り組む学習資料として、事例などを交えながら、さまざまな角度から人権に関する問題を提起しています。

皆様にこの冊子をお読みいただき、掲載の事例を踏まえながら、身近なところから人権について考え、学んでいただけましたら幸いです。また自分自身を見直す糧として、人権についての理解を一層深めるきっかけにいただければ、幸いです。

最後になりましたが、本冊子作成のためご執筆賜りました、関西大学の宮前千雅子先生に厚く御礼申し上げます。

平成22年(2010年)3月

宝 塚 市

# も く じ

## 第Ⅰ部 人権の扉、開いてみませんか？

- 「人権って暗い」「わたしには関係ない」って本当？ …… 1 頁
- 教えるから差別が無くならない？ …… 2 頁
- 「普通」って何？ …… 4 頁
- これって暴力？ …… 5 頁
- 外島保養院を知っていますか？ …… 7 頁
- ふたつの名前 …… 9 頁

## 第Ⅱ部 こんな言葉、聞いたことありますか？ — 人権を考えたときのキーワード

- 女性も男性も自分らしく生きられる社会へ — ジェンダー …… 11 頁
- 障がいのある人もごく普通に暮らせる社会づくり — 「自立」と「共生」 …… 13 頁
- 多文化共生社会・日本 …… 15 頁
- いじめ …… 16 頁
- 虐待 …… 17 頁
- 考える人権から行動する人権へ …… 19 頁

## 第I部

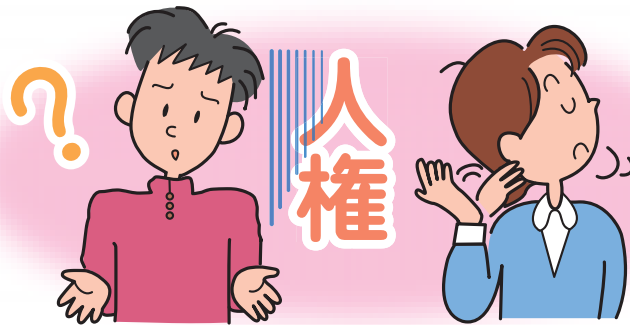


## 人権の扉、開いてみませんか？

「差別はいけない」「人権は大切」、わたしたちの暮らす社会において、これらは当然のことのように思えます。しかし、日常生活を営むうえで、差別や人権を身近に感じられない人が多いのも実情です。

第I部では、AさんBさんの会話をナビゲーターにして、人権を考える入り口の扉をたたいてみましょう。

### 「人権って暗い」「わたしには関係ない」って本当？



**A** 大学で「人権論」という講義をとって、その話をお母さんにしたら、「大学であんまりそんな勉強せんでもええんちゃう？」って言われてん。「なんで？」って聞いたら、「将来、あまり役に立たへんで」やて。なんか違和感あったんやけど。

**B** そうなんや。そう言えば高校でも「人権ホームルーム」って年に何回かあったかな。あまり覚えてないけど…。確かに、「人権」ってどこか固苦しい感じがして、とっつきにくいよね。でも、変な感じするなー、だって「人権」って人間の権利やねんから、わたしらと関係あるはずやのに。Aのお母さんも、なんでそんな答えしはったんやろね。

平成17年度（2005年度）の宝塚市の「人権に関する市民意識調査」においても、「人権をどれくらい身近に感じているか」という問いに対して、「あまり身近に感じていない」と答えた人が38.0%と最も多く、次いで「ある程度身近に感じている」が32.9%となっています。確か

に、「人権」はあまり身近に感じられない傾向にあるようです。

人権は、わたしたち誰もが人間らしく生きるために生まれながらに持っている権利です。わたしたちは、自由にものを考えたり、表現したり、安全に暮らせたり、また住みたい所で生活



し、就きたい職業を選ぶことができます。学校で一定程度の教育を受けることができ、ある年齢がくれば政治に参加することもできます。これら一つひとつが、大切な「人権」なのです。

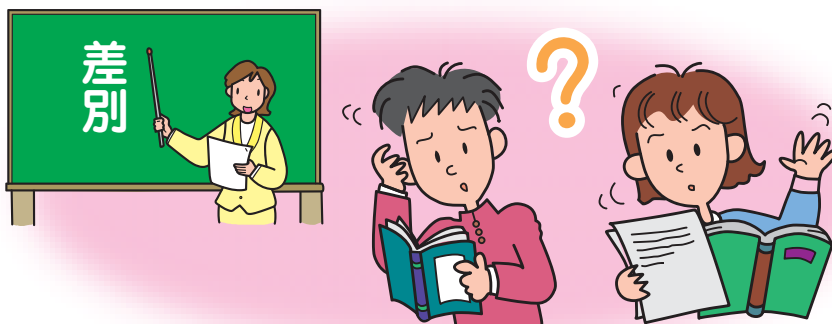
しかし、この「人権」は人類の登場とともに保障されたわけではなく、その背景には人権を侵害された人たちの声や運動がありました。たとえば、フランスの人権宣言（「人および市民の権利宣言」、1789年）で認められた市民の権利は、女性には認められませんでした。それに異議を申し立てた女性は、その後、反革命の罪で処刑されています。また日本で義務教育が実質的に無償となったのも、日本国憲法には「義務教育は無償」とあつ

たにもかかわらず、教科書が有償であったことに対して、同和地区の人々が教科書無償化の運動を起こしたからでした。人権は、人権を侵害された人たち、それに異議申し立てを行った人たちの声を糧に、多くの人たちを巻き込みながら、社会の仕組みやあり様を時代とともに変革させ発展しているのだとも言えるでしょう。

人権は、どこか遠いところにある課題ではなく、まさしくわたしたちがどのような社会に暮らしたいか、どのような社会を作り上げたいかに直接的に結びつく、一人ひとりの課題です。

あなたの「人権」のイメージ、考えてみませんか？

## 教えるから差別が無くならない？



**A** このあいだ、大学の「人権論」で同和問題がテーマやってん。そしたら、ある学生が「こんなこと教えるから部落差別がいつまでも無くならないんじゃないか」という意見を出したんよ。

**B** 確かに、あまり知らない問題をわざわざ勉強したら、余計に知ることになるよね。知らなかったら差別をすることもないし…。そのあとの講義はどうだったん？

**A** その意見について話し合いになってん。みんなの意見を聞いてたら、混乱してきて、よけいわからんようになってしもて…。



同和問題について、それを教えるよりもそっとしておけば差別はなくなるとする考え方を、寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせるよりもそっとしておく方がいい、ということに例えて、「寝た子を起こすな」論といいます。平成17年度（2005年度）の宝塚市の「人権に関する市民意識調査」においても、「同和問題解決についてどうすべきか」の意見で、「そっとしておけば自然になくなる問題だと思う」と答えた人は16.6%となっています。

昭和40年（1965年）、同和対策審議会は同和問題解決の重要性と、その解決が国の責務であると日本政府に答申しました。昭和44年（1969年）には同和対策事業特別措置法が制定され、同和地区の環境改善など、さまざまな施策がおこなわれていきました。教育現場でも同和問題解決を目指して同和教育が積極的に展開されました。

それからおよそ40年が経過しましたが、現在、同和問題は解決したとは言えません。ここ最近では不動産取引などに関わって同和地区であるかどうかを問い合わせる事例が数多く報告されたり、またマンション開発などでの事前調査にあたり同和地区の所在地が「一部問題地域」などとして依頼主に報告されていた「土地差別調査事件」があります。

ただし、かつての圧倒的な経済格差を背景に現実的な厳しさをともなう差別が影をひそめつつあるのも確かです。それはすでに述べたとおり、同和問題解決に向けて様々な立場の人びとの努力があったからこそです。

では、いま、同和問題を学ぶ意味はどこにあるのでしょうか？たとえば部落差別の現実を目の前にしたとき、同和問題の学習経験があれば、それに反論することもできるでしょう。しかし学習経験がなければ、差別を見逃しさらにはそれに加担してしまう可能性さえあります。正しい事実を知ることが、差別を克服する大きな力になるのです。またその学習は、同和問題だけではなく今後顕在化する新たな差別の課題について、それを見抜き解決への糸口をたどることができる貴重な礎ともなりえます。

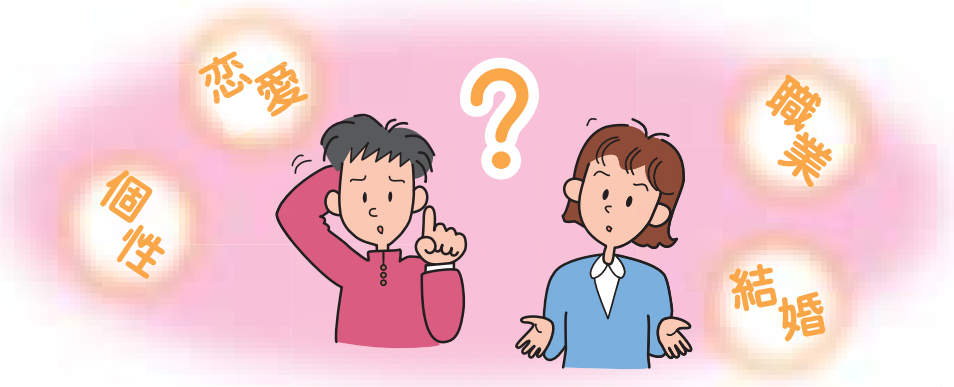
現在、同和問題解決に向けて積極的な学習をしたり、活動を展開しようという動きに対して、「そっとしておけば差別は自然になくなる」とする立場は、大きな壁となっています。

学習することの意味を、自分なりに考えてみませんか？





## 「普通」って何？



**A** テレビに出てるタレントで、元々は男やのに今は女性っていう人、けっこういるよね。

**B** いてるいてる。面白いから好きやけど。

**A** 友だちのCと話してたら、「あの人らは変や。普通じゃない」って言うねん。ぼくもテレビ観てて面白いし、「普通じゃない」なんて思ってもしなかったから、ちょっと驚いたんやけど。

**B** 確かに、わたしとは違うなと思うけど。でも「普通じゃない」の「普通」っていったい何なんやる？

わたしたちは、男として生まれたら自然と男らしくなり、異性としての女性を好きになるもの、女として生まれたら自然と女らしくなり、男性を好きになるもの、と思いがちです。でも実際には、それに当てはまらない性のありようが存在します。

生まれたときの性と心の性が異なるトランス・ジェンダー（医療の対象となる場合は性同一性障害ともいう）の人たち、自分と同じ性に対して惹かれる同性愛の人たち、生まれたときの性が男女どちらにも当てはまらない（もしくは双方にあてはまる）インターセックスの人たちなど、実は人間の性はとても多様なのです。この

多様な性を生きる人たちを総称して、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）といいます。それらを、社会で当たり前とされている「男」「女」「異性愛」のみに押し込めようとする、多様な性を生きる人たちは「普通でない」「異常な」人となってしまいます。

外国では、同性どうしの結婚を認める国や地域もあります。また日本でも平成10年（1998年）に埼玉大学で性別再指定手術（性再適合手術）が実施されて以降、性同一性障害については認知度が高まり、最近では若者をターゲットにしたテレビ番組でも取り上げられているようです。平成16年（2004年）には、戸籍の性別を変





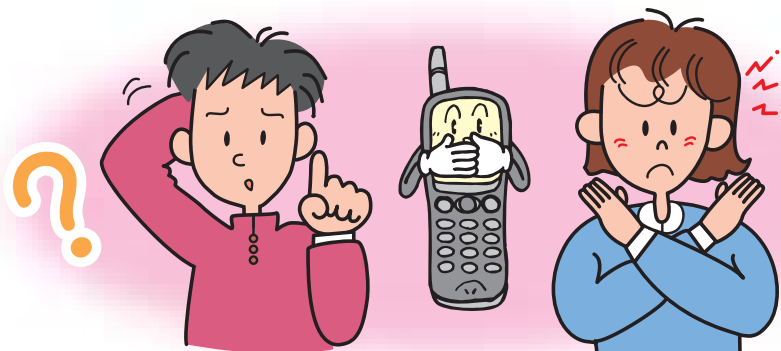
更できる「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されています。

自分を「普通」としてしまうと、それとは異なる人たちは、いとも簡単に「普通じゃない」「異

常」な人たちになってしまいます。「普通」は人の数だけあるのです。

あなたの「普通」を問い直してみませんか？

## これって暴力？



**A** 友だちのDが、恋人から携帯のメールチェックを毎日されていて、しかもどこに行ったか行動チェックもされてるんやて。それっておかしくない？

**B** メールチェックに行動チェック？それって束縛やんなあ。Dはどう言ってるの？

**A** それがDは、「愛されてるから」って言うて、あまり気にしてないみたいやねん。

**B** それって、本当の「愛」なんかなー？

恋人や配偶者に対して、相手のことを好きなんだから相手の行動を縛ってもかまわないと考えて携帯電話の受信メールをチェックしたり、日々の行動までチェックする、自分を最優先させないと言って怒る、ときには思い通りにならないからと暴力を振るう。これらの行動は、すべて恋人や配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス）のサインです。ドメスティック

ク・バイオレンスはおもに男性から女性に振るわれる暴力で、平成21年（2009年）に内閣府が発表したデータでは、既婚女性の3人に1人が何らかの身体的、精神的暴力を受け、そのうち13%は命の危険を感じたと答えています。

しかし、自分が振るわれている暴力について、それが問題だと気づいている被害者は実は





少ないのが現状です。「わたしが彼を救ってあげなくては」「いつか彼は変わってくれる」「暴力を振るった後に謝ってくれた言葉信じる」などの理由で、暴力を振るわれる関係からなかなか離れられないでいます。しかしドメスティック・バイオレンスの背景にあるのは愛情ではなく、力を使って相手を混乱させ、支配しようとする意識です。暴力は怒りが爆発した結果として振るわれるのではなく、相手を支配する手段として用いられているのです。

平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」

が出来ました。現在では、各自治体には配偶者暴力相談支援センターが設置されるなど、被害者を保護するために警察をはじめさまざまな関係機関が関わることになっています。恋人や配偶者からの暴力は、かつては「内輪のけんか」として処理されましたが、紛れもない暴力であり犯罪だと認知されたのです。

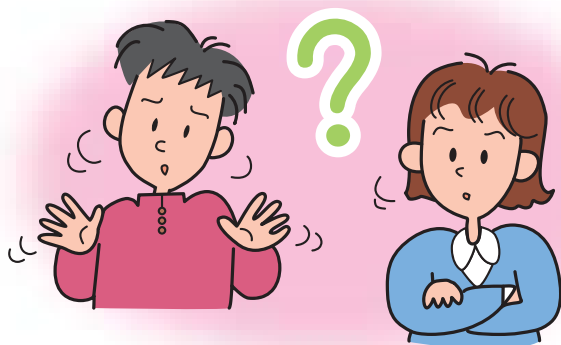
もし、恋人や夫から暴力を振るわれている人がいたら、暴力を振るわれる理由などないこと、決して暴力を振るわれているその人が悪いのではないことを伝えましょう。そして相談機関など、必要な情報を伝えましょう。

## ■ ドメスティック・バイオレンスの相談窓口

兵庫県立女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	毎日9:00～21:00
兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	24時間対応
宝塚市立男女共同参画センター 女ごころなんでも相談	【電話相談】 0797-86-3488	毎週月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
兵庫県立男女共同参画センター・イーブン なやみの相談(女性対象)	【電話相談】 078-360-8551	毎週月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～16:30
女性の人権ホットライン(法務局)	0570-070-810	全国共通ナビダイヤル 月～金曜日 8:30～17:15
ウィメンズネット・こうべ	078-731-0324	毎週月・火・水・金曜日 10:00～16:00
DV相談ナビ(内閣府)	0570-0-55210	自動音声ガイドに従い、郵便番号の上3桁か地域区分を入力すると、最寄りの相談窓口がわかります。



## 外島保養院を知っていますか？



**A** ハンセン病って知ってる？

**B** 日本にはハンセン病療養所があるんやろ？ハンセン病にかかった人は、そこに入らなあかんかったって聞いたことがあるよ。そやけど、わたしらの住んでる地域の近くに療養所はないし、あまりピンと来えへんなあ。

### 外島保養院記念碑

大阪市西淀川区中島2丁目附近、中島工業団地の一角の堤防手前に立っています。毎年9月には慰霊祭が行われています。

**A** ハンセン病とぼくらって、どう関係するんやろか？

ハンセン病とは、感染力の弱い慢性の感染症です。しかし、日本では平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病にかかったと診断された人はハンセン病療養所に入り、そこで人生を過ごすことが当たり前とされてきました。自分たちの暮らす町から、一人残さずハンセン病患者を療養所に入れようと、国や自治体だけでなく市民も巻き込んだ官民一体の運動が展開された時期もありました。また療

養所に入所したハンセン病患者は、家族に差別が及ぶことを恐れて本名とは別の名前を名乗ることもありました。また療養所内では子どもを持つことも許されず、結婚に際して男性患者は不妊手術を、妊娠した女性患者には中絶手術がおこなわれることもありました。

大阪に外島保養院というハンセン病療養所がありました。1909年開設の公立療養所で、近畿と北陸の府県が設置者となっており、兵庫県



もそのひとつです。大阪湾に注ぐ神崎川の河口近く、川と海に囲まれた海拔ゼロメートルの中洲に位置しました。

開設後移転が検討された外島療養院ですが、移転先の反対にあいます。そして1934年の室戸台風で壊滅的な打撃を受け、多くの入所者が亡くなりました。その後は地元の反対で大阪での再興はならず、すでに国立療養所が開設していた岡山県の長島で復興し、邑久光明園として現在に至っています。外島療養院の歴史は、日本のハンセン病隔離政策がいかに患者や家族の人権を傷つけるものであったかを物語っています。

現在、日本に存在する療養所は全部で15園あり、入所者数はおよそ2700人、平均年齢は80歳を超えています。そのほぼ全員が病気は完治

したものの、ふるさとに帰ることはできずに療養所で人生を送っています。平成13年（2001年）にはハンセン病の隔離政策について国の責任が明確になり、平成21年（2009年）にはハンセン病問題の根本的解決を目指した基本法も施行されました。わたしたちはハンセン病の歴史と現状を理解し、ハンセン病元患者のみなさん（回復者ともいう）が当たり前のように地域社会で生きられる社会を作っていかなければなりません。排除と隔離の歴史を乗り越え、共に生きる社会が必要とされているのです。

大阪市内の神崎川河口近くに、外島療養院を記念する碑が建っています。一度、訪れてみませんか？そして、わたしたちに何ができるのか、考えてみませんか？

---

## ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(抜粋)

平成21年(2009)年4月1日施行

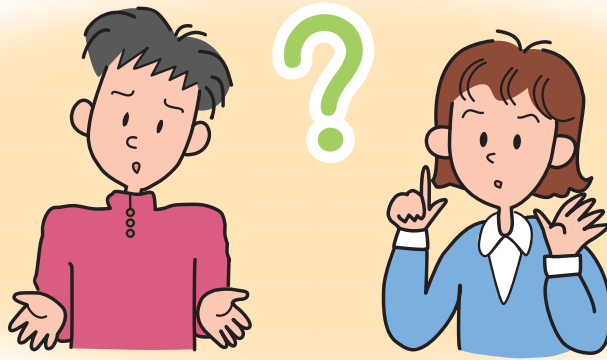
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律は、ハンセン病問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定める法律です。主な内容は以下の通りです。

1. 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、入所者の意思に反して退所させてはならないものとする。
2. 国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護の体制整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3. 国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民の利用に供することができるものとする。
4. 国は、ハンセン病患者であった方々の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため必要な措置を講ずるものとする。

※この法律の附則には、「らい予防法の廃止に関する法律」の廃止も定めている。



## ふたつの名前



**A** このあいだ、友だちのEから「実はわたしは在日韓国・朝鮮人やねん。いつもは通称名やけど」って言われてん。本名も教えてもらったよ。

**B** Eにはふたつの名前があったん？そしたら、なんで本名を名乗らへんの？これからはどっちの名前を呼んだらいいんやろ？

**A** 普段は通称名やて。でもふたつの名前があって、普段は本当の名前じゃない名前を名乗ってるなんて、どんな気持ちなんかとても気になってん。

**B** そうやね。それをわざわざAに伝えた気持ちも気になるわ。

日本には60万人以上といわれる朝鮮半島にルーツを持つ人たちが暮らしています。日本で暮らす外国人のなかでもその数は多く、在日韓国・朝鮮人と呼ばれたり、在日コリアンと呼ばれることもあります。そのなかには、日本の植民地支配にともない朝鮮半島から渡ってきた人たちやその子孫で日本に生活の本拠を置く特別永住者の人たちと、近年に来日した人たちがいます。

特別永住者であっても、その8割は日常生活において通称名(日本名)を名乗って生活しています。通称名は、日本の植民地支配により日本名を強いられたことに端を発しており、在日韓国・朝鮮人に対する差別がある社会で生きていくため、しかたなく通称名を名乗っている人も少なくありません。本名を名乗っているためにいじめられた子どもや、住宅への入居を断られた例、就職や仕事で通称名使用を勧められた例



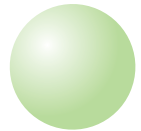
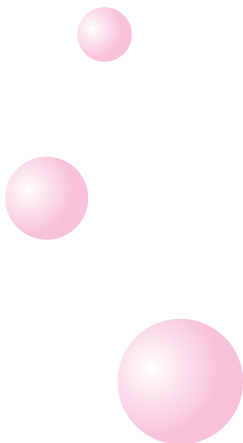
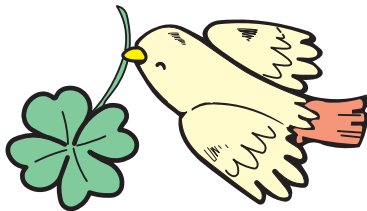
など、在日韓国・朝鮮人に本名を名乗らせない日本社会があるからです。

名前は人格を表します。個人が名乗る名前は、自分自身そのものなのです。しかし、本名と通称名というふたつの名前を持つということは、本当の自分ともう一人の自分のあいだを揺れ動くということであり、在日韓国・朝鮮人の生きづらさにもつながっています。大切なことは、韓国系朝鮮系の名前を名乗っていても、国籍がどこであっても、どのようなルーツを持っていても、差別や不利益を受けない社会をつくる

ことです。

さて、EさんはなぜAさんに本名を告げたのでしょうか？そこには、自分のことを知ってもらいたい、そして互いの人権を尊重し安心して自分らしく生きていくことのできる関係を作っていきたいという思いがあったのではないのでしょうか？その思いをきっちりと理解することが必要です。

みなさんも、ふたつの名前の持つ意味とEさんの気持ちを考えてみませんか？



## 第Ⅱ部



# こんな言葉、聞いたことがありますか？

— 人権を考えたときのキーワード —

人権を考えるうえで、これだけは知っておきたいさまざまな概念や事象があります。引き続きAさんBさんの会話をナビゲーターにして、さまざまなキーワードから人権についての考えを深めていきましょう。

## 女性も男性も自分らしく生きられる社会へ — ジェンダー



**A** 「ジェンダー」という言葉、聞いたことある？

**B** 男らしさ、女らしさとかいうやつ？

**A** そうそう。友だちのFが、「ジェンダーから自由になるっていうことは男と女の違いをなくすことで、そんなことできるはずない」と言うねん。

**B** 男らしさ、女らしさから自由になるっていうことと、性の違いをなくすってことと、同じなん？どうなんかな？

ジェンダーとは、男性、女性という生物学的な性差ではなく、男は男らしく、女は女らしくという、歴史的・文化的に作られた性役割や行動様式のことをいいます。しかし、前節でみたように、人間の性は男と女だけに二分されるのではなく多様であるという事実からわかるように、男だからこうすべき・女だからこうあるべきと

いう考え方は、現実的ではありません。

かつては、男性、女性の性差は、すなわち生物学的宿命として、一人ひとりの人生を縛るものでもありました。しかし、「ジェンダー」という新たな概念の登場により、性差は時代によって、そして社会によって異なり、絶対的なものではないことがわかったのです。





またジェンダーの枠組みを見直すことは、男性・女性という性の違いをなくすことではありません。「男性である、女性である」ということは単なる事実ですが、「男性だから男らしく、女性だから女らしく」は事実ではなく規範です。その規範によって個人の生き方を縛り、それを社会の当たり前にしてきたことをジェンダーは問う

ているのです。

一人ひとりの行動や生き方を性別という枠組みに押し込めることなく、多様な個性や生き方が尊重される社会づくりが望まれています。

みなさんも、自分のなかの「ジェンダー」について考えてみませんか？

---

### 男女共同参画社会基本法(抜粋)

平成11年(1999年) 6月23日公布・施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

---

### 宝塚市男女共同参画推進条例(抜粋)

平成14年(2002年) 7月1日施行

女性差別撤廃条約の発効を大きな契機とする国際的な潮流の中で、我が国においては、女性の社会的地位向上を図る等、男女共同参画社会づくりに向けた取組により、男女共同参画社会基本法が制定された。

宝塚市においては、特に女性を取り巻く就労、子育てや介護等の問題の解決を図るため、活動の拠点施設の整備、提言活動を通じてまちづくりへの積極的な参画を目指した「女性ボード」の設置、女性施策の基本計画に基づく施策の推進、さらに、いち早く男女共同参画宣言都市となる等、男女平等の実現に向けた取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、状況は少しずつ改善はしているものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根強く残り、個人の能力が十分に生かされていない状況である。また、女性に対する暴力が、人権に関わる深刻な社会問題として顕在化しつつある状況もあり、いまだ多くの課題が残されている。

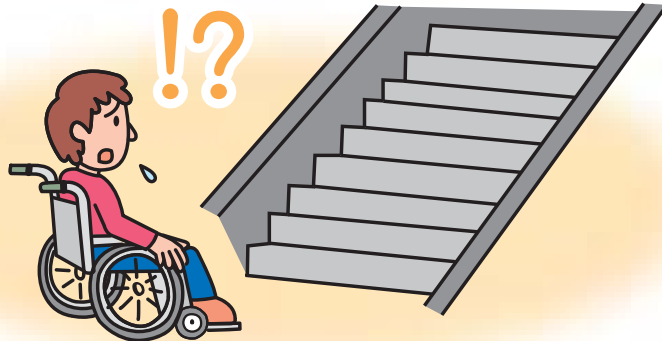
真の男女平等の達成を図るには、男女の人権が共に尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に対等に参画できて、それに伴う利益を共に享受でき、責任も共に担う社会の早期実現が求められている。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを強く決意し、この条例を制定する。





## 障がいのある人もごく普通に暮らせる社会づくり – 「自立」と「共生」



**A** このあいだ、駅で車椅子に乗った人がエレベーターがなくて困ってはってん。

**B** わたしらみたいに、電車の出発時刻ぎりぎりに駅に到着なんてこと、でけへんね。

**A** 困ってはる車椅子の人を見てたら、駅にエレベーターが無いなんて、ぼくらにしたら駅に階段が無いのと同じちゃうかなあって思ったんよ。

**B** ほんまや！階段なかったら電車乗られへんやんか。

ノーマライゼーションやインクルージョンという言葉聞いたことがありますか？障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会でごく普通に暮らせること—これがノーマライゼーションの考え方です。かつては施設に閉じ込められがちになっていた障がいのある人たちの生活を、地域社会で普通に暮らせるようにすることを目指して取り組まれてきました。

また最近では、障がいのある人がともに社会参加できる概念としてインクルージョン（社会的包摂）があります。社会のしくみを変えて障がいのある人を包み込むという意味で、駅などの公共施設にはエレベーターを設置するなどそのひとつに挙げられます。

ノーマライゼーションやインクルージョン

を語る時、「自立」と「共生」がキーワードになります。「自立」とは経済的自立という意味ではなく、障がいのある人自らが自分の生き方を決め、自分らしく生きることを意味します。「共生」とはそういった障がいのある人の生き方が受容され、尊重される社会です。そのためには、障がいのある人が当たり前で生活できる環境整備と、周囲の人びとの意識変革などが当然必要とされます。

「自立」と「共生」は、全ての人自分らしく生きることを互いに認め支えあえる社会づくりという観点からも、人権を考えるうえでの基本理念ともいえます。

あなたにとって、「自立」と「共生」とはどういうことを意味するでしょう？



---

## 障害者権利条約(抜粋)

障害者権利条約は、21世紀初の人権条約であり、平成18年(2006年)に第61回国連総会において採択されました。日本政府の署名は、平成19年(2007年)です。平成20年(2008年)4月3日までに20か国が批准、同年5月3日に発効しました。日本は、平成22年(2010年)2月末現在批准していません。

### 第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

### 第二条 定義

(略)

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。



## 多文化共生社会・日本



**A** うちの隣に外国人の一家が引っ越してきはってん。お母さんなんか、その国の料理を教えてもらって、「これが本当の国際交流や！」って大はしゃぎやで。

**B** へえー、うらやましいなあ。わたしにも外国人の友だちがいてるけど、その人が言うには、料理とか服装とか言葉とかの文化を知ることだけで終わって欲しくないって。

**A** どういうこと？

**B** その友だちは「わたしは単なる“お客さん”じゃないよ。Bの仲間だよ」って言うてたけど。

日本には、さまざまな国籍や文化、民族性を持つ人たちが暮らしています。歴史的な経緯から、朝鮮半島や中国などをはじめとするアジアの近隣地域から渡ってきた人たちが暮らしてきましたし、最近では労働者として外国人を受け入れる場合も多くなってきました。

多様な文化を持つ人びとが共に生きる社会は、よく国際交流と理解されがちですが、外国人や異文化との交流や外国からの訪問者との交流を意味する国際交流と、地域社会の一員として外国人や異文化を受け入れる社会づくりとは大きな違いがあります。多様な文化・国籍・民

族性を持つ人びとは、日本社会で自立し、社会参加して、地域社会を支える主体であるという認識が重要です。

そのためにも、外国籍の人にも同等の権利を保障する「内外人平等」の原則のもと、社会保障制度や就学支援など、基本的なシステム作りも必要です。多文化共生社会とは、国籍や文化、民族性などに基づく差別がなく、誰もが一人の人間として尊重されると同時に、自らの存在に誇りを持つことができる社会なのです。



## いじめ



**A** このあいだ、弟の友だちのなかで「いじめ」があったみたいで、家族で話をしてん。そしたらお父さんが、「いじめられる子にも責任がある」って言うねん。どう思う？

**B** いじめは、いじめられる子がいるから成立するんやろ？どうも納得でけへんなあ。

**A** そうやろ？でも、うまいことお父さんに反論でけへんかってん。うーん、もやもやするわ。

いじめによる児童・生徒の自殺が、新聞やテレビなどで報道されることがあります。直接的になぐる、たたくななどの暴力から言葉によるいじめ、悪意のあるからかいや私物を隠す、さらには脅して金品を奪い取るなど、さまざまな方法でいじめは行われています。いじめは昔からあったと思われがちですが、現在のように長期化・陰湿化したいじめは、最近の傾向だと言われています。

いじめの問題で必ず耳にするのが、「いじめられる方にも問題がある」「いじめられる方が強くなるべきだ」という意見です。いじめられる子どもにどのような個性や特徴があったとしても、それをいじめる理由にしたのはいじめる側の子供です。いじめる側が悪いということ

徹底すべきです。

またいじめられている子に、「強くなれ」と言うのは、すでにいじめで大きな打撃を受けているうえに、さらに大きな負担を押し付けることになり、子どもは心を閉ざしてしまいます。

いじめはどのような社会においても、決して許されるべき行為ではないことを明確にし、もしいじめで苦しんでいる子どもがいたら、そこから逃げることを、信頼できる相手に相談することを勧めましょう。そして、決していじめられているあなたが悪いのではないことを伝えましょう。いじめは大人社会の反映だと言われます。大人が率先して、いじめに「ノー」の姿勢を示すことが大切です。



## 虐待



**A** 最近、「虐待」という言葉、よく耳にするね。

**B** このあいだも新聞に、親が子を虐待した記事が載ってたよ。自分の子どもを虐待するなんて、信じられへんわ。「虐待するような人が、子どもを持つこと自体、間違ってる！」ってうちのお母さんも言うてたよ。

**A** そうなんかなあ…。「虐待する人」とってそんな特別な人なんやろか。どうなんやろ？

子どもの虐待は、特別な問題ではなく、どの家庭にも起こりえます。子育て中には様々な問題や悩みがあり、家族間のいさかい、経済的な問題など、さまざまなことが虐待の引き金になり得るのです。また育児が母親ひとりに任せられ、子育て自体が孤立しがちであるという現代社会の状況も、虐待が増えている大きな要因でしょう。

虐待には実際に殴る、蹴るなどの暴力が振られる身体的虐待、わいせつな行為を強要するなど性的に暴力が振られる性的虐待、子どもをののしるような言葉をかけたり行動・人格を否定するなどの心理的虐待、子育ての放棄や愛情をかけないなどのネグレクト（放置、保護の

怠慢）という4つのパターンがあります。どれも子どもに長期にわたって、身体や生命に危険を及ぼし、精神的にも悪影響を与え続けるものです。

平成12年（2000年）に児童虐待防止法が施行され、子どもの虐待が社会的に認知されてから、その報告件数は増え続けています。子どもを深刻な状態に陥らせないためにも、虐待は早期に発見することが望まれます。虐待が疑われる子どもを見かけたら、躊躇せずに相談窓口（P18）に連絡しましょう。子どもを育てることは、親だけに与えられたものではありません。地域社会もその一翼を担いながら、子どもを育ていく姿勢が大切です。



## 子どもの権利条約(抜粋)

児童の権利に関する条約は、1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」(総会決議1386(XIV))の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された国際条約です。1990年9月2日に発効し、日本国内では1994年5月22日から効力が発生しています。

### ○第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

## 宝塚市子ども条例(抜粋)

平成19年(2007年)4月1日施行

(子ども及びその家庭への支援)

- 第9条 市は、地域住民及び関係機関等と連携を図り、子ども及びその家庭への支援を総合的に、かつ、きめ細やかに推進するものとする。
- 2 市は、母子の健康づくりの支援、小児医療の充実、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。
  - 3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。

## ■ 子どもの虐待の相談窓口

子ども家庭なんでも相談 (家庭児童相談室)	0797-85-3865	月～金曜日 9:00～17:15 (祝・休日、年末年始を除く) ※面接相談は要予約
青少年センター	0797-84-9672	月～金曜日 9:00～17:30 (祝・休日、年末年始を除く)
	0797-84-0937 (青少年悩み相談) 0797-84-0970 (子どもからの専用電話)	月～金曜日 10:00～19:00 (祝・休日、年末年始を除く)
県川西こども家庭センター	072-756-6633(電話) 072-756-6006(FAX)	月～金曜日 9:00～17:45 (祝・休日、年末年始を除く)
	072-759-7799	24時間虐待ホットライン





■ 子どもに関する相談窓口

健康センター	0797-86-0056	月～金曜日 9:00～17:30 (祝・休日、年末年始を除く)
	妊産婦・乳幼児の電話相談 0797-86-7311	毎週月・水・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝・休日、年末年始を除く)
県宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	0797-72-0054	月～金曜日 9:00～17:30 (祝・休日、年末年始を除く)
子育てテレフォン ハッピートークたからづか (地域小規模児童養護施設 御殿山ひかりの家)	0797-86-4532	24時間対応
<p>◎あなたの身近の民生委員・児童委員、主任児童委員にもご相談ください。 お問い合わせ先：宝塚市社会福祉協議会 (宝塚市民生委員・児童委員連合会事務局 TEL：0797-86-5003)</p>		

考える人権から行動する人権へ

**A** このあいだ大学の人権論のことで、お母さんから「あんまりそんな勉強せんでもええんちゃう？」って言われたって話したやろ？あの後、もう一回お母さんとしゃべって、ぼくは、やっぱり差別の無い世の中にする方がいいし、そのためにはちゃんと勉強せなあかんって言うてん。

**B** えらいっ！それでこそAやわ。何もせえへんかったら、今のままやもんね。みんなの人権が尊重される社会にせなあかんよ。そのために、わたしらのできることってたくさんあるはずやよね。

人権は、わたしたち誰もが人間らしく生きるために生まれながらに持っている権利でありながら、わたしたちはこれまで人権についてあまり考える機会がありませんでした。また人権は「すべての人」に保障されたものであるにもか

かわらず、さまざまな立場の人を排除してきたのも事実です。

「差別のない社会」は、これまでも多くの人が目指してきた社会です。それを実現するためには、社会に存在する人権侵害や差別と自分自身





がどのように関わるのか、それに対して何ができるのか、一人ひとりが考え、行動することが大切です。

「当事者」という言葉があります。これまで人権の課題は差別される人を「当事者」としてきました。しかし、差別が人間と人間との関係性の問題である以上、差別の「当事者」は差別される人だけではなく、差別する人でもあります。またそれを傍観している人も、差別の存在を許しているという立場から、差別に加担している「当事者」であるということもできるでしょう。つまり、誰もが差別、そして人権の「当事者」であるのです。

「差別のない社会」を願うだけでは差別はなくなりません。「すべての人」の人権が保障される社会は、本当にすべての人の人権が保障されているのか、社会をきめ細やかに見つめる姿勢が

ないと実現されません。どのような人をもとに生きる社会の仲間とするのか、他者とどのような関係性を築いていくのか、「人権」はまさしくわたしから、そしてあなたからの行動が決めるのです。

身近な人と人権について語り合うこと、自分の周りに起きた気になることやおかしいと思うことを決して素通りしないこと、そして社会のなかで困難を強いられている人がいるという事実をきちんと見据えること、わたしたちに出来ることは決して少なくありません。

そろそろ、頭で考える人権を卒業し、行動して作る人権へと移りませんか？わたしにも、そしてあなたにも、差別をなくし人権を尊重できる社会づくりのためにできることはきっとあるはずです。



## 人権尊重都市宣言

すべての人びとの基本的な人権が尊重され、平和で、自由で、平等な社会で、幸せに暮せることは人類共通の願いです。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお、さまざまな差別や人権侵害があとをたちません。

人が人として互いに尊び合い、すべての人びとの人権が保障される、明るく住みよい地域社会を築きあげるために、より積極的な取り組みが求められています。

人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれなければなりません。

水と緑とふれあい・共生のまちをめざす、私たちのまち宝塚市は、ここに思いを新たにして、本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成8年3月5日

宝 塚 市

### 人権啓発学習資料 いぶき 第21号



発行：平成22年(2010年)3月

発行者：宝塚市 総務部 人権男女共同参画課

住 所：〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

電 話：0797-77-2013

F A X：0797-77-2171

メール：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp